

ぜんこうじんけんしゅうかい  
**全校人権集会**

高松市立鶴尾中学校

○プログラム○

- 1 生徒会長のあいさつ
- 2 1年生の発表
- 3 2年生の発表
- 4 3年生の発表
- ~休憩~ (感想を記入しよう!)
- 5 全校生による<sup>いけんこうかん</sup>意見交換
- 6 全校合唱「そのままの君で」
- 7 校長先生のお話

( ) 年 ( ) 組 名前 (  )

平成26年2月28日(金) 5、6校時

## 1年生 『二人の生き方から学ぶ』

1年団では「と場で働く人の生き方に学ぶ」というテーマで、加古川食肉センターの中尾さんから様々な話やメッセージをいただき、みんなで考え、そして学び合いました。実際に牛のことを知ることが大切ということで、みんなで焼き肉をして食べたり、牛クイズをしたりしました。

次に「障がいのある人との交流から学ぶ～車いすバスケットボールの選手からのメッセージ～」というテーマで、田村さんから話を聞きました。その田村さんや山地さんを迎えて、車いすでのバスケットボール体験もしました。すごく難しかったけれど、またやってみたいと思っています。

私たちは、二人から、人の痛みが分かる人になることの大切さや、人を思いやることの大切さを学びました。

## 2年生 『人権学習を振り返って』

私たち2年団は、識字問題について学習してきました。一般に「非識字」の問題といえば、いわゆる「開発途上国」の問題ととられがちですが、実は現在の日本にもいろいろな理由で義務教育を受ける権利を奪われた人たちが百数十万人おり、文字の読み書きができない人が大勢いるのです。文字の読み書きができないと、人間として必要な最低限の文化的な生活を奪われることになります。これは大きな人権侵害です。この問題をみなさんも一緒に考えてください。

## 3年生 『人権の灯をすべての人々に～高松差別裁判から学ぶ～』

1933年6月、高松地方裁判所は県内の被差別部落に住む二人の兄弟に、ある女性に対する結婚誘拐罪を適用、懲役刑を言い渡しました。裁判所が公権力をかざし、偏見にみちた裁判を進めた結果でした。判決理由は、その女性に被差別部落出身であることを告げなかったということです。この当時、すでに「解放令」によって身分制度は法的に廃止され、出身を告げる義務はありませんでした。また差別が厳しく、被差別部落出身と分かると仕事から追われ離縁されていた時代でした。なぜ自分から出身を告げることができるのか、ただちに抗議の声がわき起こり、全国水平社を中心に「差別判決撤回運動」はあつという間に高松から全国的運動へ広がりました。10月1日には判決取り消しを求め、請願隊が東京をめざし、結果、兄弟は釈放されることとなり、一応の解決を見ました。私たちは今年度の人権学習で、この高松差別裁判について学習しました。今回、その事実を皆さんにも知って頂きたいと考え、可能な限り、この事件をもとに劇化しました。事実とは異なる場面がたくさんあるので、フィクションとしてお考え頂いて結構です。しかし、当時の人々の、人権に対する熱い思いだけは伝えたいと思います。